

改訂版について

本書は、第1版に対して、主として次の点について改訂を行った。

該当箇所	改訂内容
1 県内のデータ連携基盤の整備状況等 (3) 那須塩原市	令和7年度にGISを構築し運用を開始したことから、実態に合わせた修正を行った。
1 県内のデータ連携基盤の整備状況等 (4) 栃木県	令和7年度にデータ連携基盤及び基盤に接続するサービスを構築し運用を開始したことから、実態に合わせた修正を行った。
3 対応方針	令和7年度に県が運用主体となるデータ連携基盤を構築したことから、実態に合わせた修正を行った。 共同利用に係る経費負担の考え方について、令和7年度に市町と協議し決定したことから、実態に合わせた修正を行った。
4 当面の対応スケジュール（想定）	令和7年度の検討状況を踏まえ実態に合わせた修正を行うと共に、令和10年度の実施計画を追記した。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

スマートシティの推進に当たっては、地域内における各種データの有効活用や重複投資を避ける観点から、県や市町をはじめ大学や企業等地域のステークホルダーが連携・協力して取り組むことが重要である。また、国においても、複数の自治体によるデータ連携基盤の共同利用を促進している。

県内市町においては、スマートシティに関連するサービス提供が進められる中、佐野市、矢板市、那須塩原市においては、データ連携基盤を構築し、その活用が始まっている。

県は、「栃木県スマートシティ構想」を踏まえ、効果的・効率的にスマートシティを推進するため、次のとおり栃木県データ連携基盤共同利用ビジョンを定め、各ステークホルダーとのデータ連携基盤の共同利用に取り組んでいく。

1 県内のデータ連携基盤の整備状況等

(1) 佐野市（令和3年度構築）

- ・主に安全・安心なまちづくり分野において、データ連携基盤上に格納された避難所・AED・クーリングシェルター等のデータに加え、WEBスクレイピングによる栃木県リアルタイム雨量情報等のデータを一体的に公開できる地図情報WEBサービス「さのスマートセーフマップ」等の取組を実施している。
- ・非パーソナルデータについて、デジタル庁の推奨モジュールとは異なる仕様を採用している。
- ・個人情報には取り扱っていない。

(2) 矢板市（令和5年度構築）

- ・矢板市は、市が整備した「矢板市文化スポーツ複合施設」を核としたまちづくりにおいて、共同利用を想定していない独自の仕組みを採用している。
- ・防災分野において個人情報を用いた避難所入所手続きの省力化、スポーツ分野において同施設におけるトレーニングマシンやAIカメラ等の活用の取組を実施している。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

(3) 那須塩原市（令和5年度構築）

- ・ 共通的な分野としてユーザーデータを取り扱う地域ポータルやデジタルエコポイントアプリの取組、子育て分野において子供の生年月日等のデータを取り扱う電子母子手帳アプリ、観光分野においてLINE友だちデータを取り扱う観光パスポートの取組を実施している。
- ・ 令和7年度からGISを活用し地理的なデータを視覚化することで、行政が持つ情報の透明性や住民によるアクセス性の向上、地域の危機管理能力の強化を図るとともに、様々な部署や業務において横断的に地図データの利活用を促進し、行政業務の効率化、負担軽減を図っている。
- ・ 非パーソナルデータ連携基盤とパーソナルデータ連携基盤を整備している。
- ・ 非パーソナルデータについて、デジタル庁の推奨モジュール「FIWARE Orion」を採用している。
- ・ 個人情報の取扱いがあり、「パーソナルデータ連携モジュール」を採用している。
 - ＊ データ連携基盤において個人情報を蓄積している。
 - ＊ デジタル庁「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムカタログ」掲載ソリューションを採用している。

(4) 栃木県（令和7年度構築）

- ・ 「安全・安心なまちづくり」分野として、これまで個別に公開していた河川水位や道路施設、土砂災害警戒情報等の防災データを次世代GISを活用して一つの地図上に重ね合わせて表示し、県民にわかりやすく発信することで、平時・有事の災害対応に活用している。
- ・ 上記の災害関連データは、別に整備予定の防災情報システム（R10年度運用開始予定）とも連携し、市町や関係機関との情報共有による迅速な災害対応等に活用する予定。
- ・ 空き家の発生抑制、活用・除却の促進などの空き家対策を総合的に推進するためのプラットフォームにおいて、県内の空き家情報を地図上に生活利便施設等と重ね合わせて表示し、県民や移住希望者に向けた空き家の紹介や防災等の施策に活用している。
- ・ 県のオープンデータカタログサイトと連携し、データ連携基盤に連携する各種データを広く公開して活用を促す。
- ・ 個人情報の連携を必要とする具体的なユースケースの案がないことから、現時点で、個人情報を取り扱う予定はない。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

2 共同利用における考慮事項

- ・共同利用を円滑に推進するためには、データ連携基盤の運用主体において、複数市町等関係機関を調整する機能を持つことが重要である。
- ・デジタル庁では、データ連携機能に関する推奨モジュールの普及を図っているところ、佐野市及び矢板市のデータ連携基盤は推奨モジュールとは異なる構成で構築されており、国や他都道府県等との将来的なデータ連携に課題がある。
- ・那須塩原市は、既にパーソナルデータを基盤に蓄積しているが、共同利用に伴いデータ連携基盤の運用自治体が他自治体の個人情報保有することは、法的な課題がある。（個人情報保護法第61条）

3 対応方針

1、2を踏まえ、次のとおり対応する。

- ・県は、令和7年度に構築したデータ連携基盤（以下「県基盤」という。）の運用主体として、県基盤を活用したスマートシティサービスの創出に努める。
- ・県は、引き続き、同一機能を有した基盤への重複投資を避けるための市町等の広域調整を行う。
- ・当面、県基盤の取り扱うデータは非パーソナルデータを対象とした上で、パーソナルデータの取扱いなど今後県基盤に求められる可能性がある機能等については、県・市町のサービス案に応じて検討していく。
- ・県基盤については、次の方針により市町との共同利用を進めるとともに、大学や企業等とも連携した取組を検討していく。

(1) 佐野市

令和9年度を目途に、県基盤の共同利用の開始を目指す。

(2) 矢板市

市の基盤は、「矢板市文化スポーツ複合施設」を核としたまちづくり分野の基盤とし、それ以外の分野のスマートシティサービスの提供に当たっては、県基盤の共同利用を目指す。

(3) 那須塩原市

県基盤との相互接続による共同利用を検討する。県全体での個人情報の取扱いなどの検討を踏まえ、将来的に在り方を整理していく。

(4) 上記以外の市町

県基盤の共同利用を目指す。

- ・共同利用に係る費用負担については、令和7年度に協議した栃木県方針に基づくこととする。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

4 当面の対応スケジュール（想定）

年度	取組事項
令和 8 (2026)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県スマートシティ推進協議会において、市町と連携して、スマートシティサービスの提供に係る検討を進める。・ 令和 8 年度に構築予定のDX推進プラットフォームにおいて大学や企業等との連携を図る。・ パーソナルデータ連携基盤の整備について、パーソナルデータを活用したサービスの提供について検討するとともに、個人情報の保有根拠等も含めた論点を整理する。・ 県と那須塩原市による相互接続によるデータ連携の継続的な検討を行う。・ 佐野市と県基盤の共同利用開始に向けた調整を行う。
令和 9 (2027)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県スマートシティ推進協議会において、市町と連携して、スマートシティサービスの提供に係る検討を進めるとともに、DX推進プラットフォームにおいて大学や企業等との連携を図る。・ パーソナルデータ連携基盤の整備方針の決定を目指す。・ 県と那須塩原市による相互接続によるデータ連携の継続的な検討を行う。・ 佐野市と県基盤の共同利用の開始を目指す。
令和10(2028)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県スマートシティ推進協議会において、市町と連携して、スマートシティサービスの提供に係る検討を進めるとともに、DX推進プラットフォームにおいて大学や企業等との連携を図る。・ 県と那須塩原市による相互接続によるデータ連携の継続的な検討を行う。